

指摘の概要	措置内容	措置状況																																										
<p>○ 指摘事項</p> <p>(1) 財産管理に関する事務</p> <p>ウ 債権の管理を適正に行うべきもの</p> <p>市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例で定められており、債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること(第5条)や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならない(第6条)ことが定められている。</p> <p>また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とされている。</p> <p>強制徴収公債権、非強制徴収公債権は地方自治法の規定により、消滅時効の期間は5年で、時効の援用は不要、私債権は民法の規定により、時効の援用は必要であるが、時効期間満了後は、債権の管理に関する条例の規定により債権放棄も可能となっている。</p> <p>財務会計システムから出力される収入未済兼過誤納一覧表には、収入未済調定が記載されているが、次のとおり債権が適正に管理できていない事例があった。</p>	<p>⑮ (こども青少年課)</p> <p>平成30年度包括外部監査の意見をを受けて、学童保育における基準を定め、基準に該当する債権については、債権の管理に関する条例に基づき、不納欠損処理を行う方針を局として決定した。当該債権について、令和3年度中に平成20年度債務者22名、合計362,250円に対して、債権放棄及び不納欠損処理を行う。それに係る裁判手続費用・遅延利息22,309円についても同様に調定年度に応じて令和5年度、令和6年度に債権放棄及び不納欠損</p>	<p>措置済</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目事業</th> <th>科目名事業名</th> <th>調定年度</th> <th>件数</th> <th>調定金額</th> <th>収入未済額</th> <th>歳入徴収課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑭ 3505-01</td> <td>保母修学資金貸付返還金法施行事務(保育課)</td> <td>平成2年度</td> <td>1</td> <td>332,000円</td> <td>332,000円</td> <td>こども企画課</td> </tr> <tr> <td>⑮ 4035-04</td> <td>保健福祉局(民生費)雑入法施行事務(保育課)</td> <td>平成22～23年度</td> <td>8</td> <td>22,309円</td> <td>22,309円</td> <td>こども企画課</td> </tr> <tr> <td>⑯ 9021</td> <td>歳計外健康保険料</td> <td>平成19、23年度</td> <td>2</td> <td>19,126円</td> <td>19,126円</td> <td>こども企画課</td> </tr> <tr> <td>⑰ 9023</td> <td>歳計外厚生年金保険料</td> <td>平成15、19、23年度</td> <td>3</td> <td>45,744円</td> <td>45,744円</td> <td>こども企画課</td> </tr> <tr> <td>⑱ 3103-22</td> <td>児童福祉施設納付金公立保育所延長保育納付金</td> <td>平成13～22年度</td> <td>71</td> <td>247,240円</td> <td>247,240円</td> <td>振興課</td> </tr> </tbody> </table>	科目事業	科目名事業名	調定年度	件数	調定金額	収入未済額	歳入徴収課	⑭ 3505-01	保母修学資金貸付返還金法施行事務(保育課)	平成2年度	1	332,000円	332,000円	こども企画課	⑮ 4035-04	保健福祉局(民生費)雑入法施行事務(保育課)	平成22～23年度	8	22,309円	22,309円	こども企画課	⑯ 9021	歳計外健康保険料	平成19、23年度	2	19,126円	19,126円	こども企画課	⑰ 9023	歳計外厚生年金保険料	平成15、19、23年度	3	45,744円	45,744円	こども企画課	⑱ 3103-22	児童福祉施設納付金公立保育所延長保育納付金	平成13～22年度	71	247,240円	247,240円	振興課		
科目事業	科目名事業名	調定年度	件数	調定金額	収入未済額	歳入徴収課																																						
⑭ 3505-01	保母修学資金貸付返還金法施行事務(保育課)	平成2年度	1	332,000円	332,000円	こども企画課																																						
⑮ 4035-04	保健福祉局(民生費)雑入法施行事務(保育課)	平成22～23年度	8	22,309円	22,309円	こども企画課																																						
⑯ 9021	歳計外健康保険料	平成19、23年度	2	19,126円	19,126円	こども企画課																																						
⑰ 9023	歳計外厚生年金保険料	平成15、19、23年度	3	45,744円	45,744円	こども企画課																																						
⑱ 3103-22	児童福祉施設納付金公立保育所延長保育納付金	平成13～22年度	71	247,240円	247,240円	振興課																																						

指摘の概要								措置内容	措置状況
⑱	3918-01	保育所償還金 幼児主食提供	平成14～24年度	646	605,790円	605,790円	振興課	処理を行う。今後は平成21年度分債権より毎年度不納欠損処理を行い、適正な管理に努める。	
⑳	4035-44	保健福祉局(民生費) 雑入 児童福祉法 施行事務	平成23年度	1	109,330円	109,330円	振興課		
<p>聞き取りによると、上記の調定のこれまでの債権管理の状態等は、</p> <p>⑭～⑳の調定については、いずれも財務会計システム以外には債権管理台帳を作成しておらず、督促等の時効中断事由、納付交渉の経緯等の記録がなく、督促状送付後の債権管理も行われていない。このうち、⑭については、居所不明により債権回収が困難であり時効の援用についての意思確認ができていない、とのことである。⑮については、学童保育料の延滞金及び裁判所手続き費用にかかる調定であり、本体債権は納付済みであるが、それ以外の当該債権については未納のまま現在に至っており、少額であることから強制執行するかどうか検討中であるとのことである。⑯⑰については、こども家庭局の創設の関係から債権管理業務の引継ぎが十分にできておらず督促状などを送付しないまま現在に至っている、という事情がある、とのことである。⑱⑲⑳については、督促等の時効中断事由が記録されていないとのことである。</p> <p>(こども企画課、こども青少年課、振興課)</p> <p>過年度の収入未済調定は、過年度決算において確定額として公表されているものであり、その重要性に鑑みると、誤って登録していたことが判明したからと言って安直に削除すれば済むというものではなく、当初の調定時や決算時において、調査、確認等を慎重に行うべきであり、誤って登録した調定については、遅くとも登録した年度の出納閉鎖までに財務会計システムから削除し、正しい決算値とするべきである。</p>									